

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

【設計変更の流れ（県工事での扱い）】

○令和8年7月1日以降起工する工事（現場説明事項・施工条件明示事項に必要事項を記載）
（ただし、既契約工事であっても受発注者間協議により適用できるものとする）

契約（または資材購入）

ナフサを由来とする建設資材のうち調達困難な資材の有無

有

調達検討資材を監督員と協議

・協議書にナフサ由来製品であることが確認できる資料を添付（カタログ、メーカー資料「聞き取りでも可」等）

設計図書どおりの資材調達可否

否

代替資材で設計変更
【ケース①】

可

調達地区の価格（運搬費も考慮）で設計変更
【ケース②】

可

実際の調達価格で設計変更（調達経費含む）
【ケース③】

無

設計変更なし

※ ケース②：別途調達経費に係る証明書（実際の取引伝票等）の提出があった場合変更対象

※ ケース③：流通状況を踏まえた調達経費を含む価格（現場着単価）で設計変更